

平成24年第4回幸田町議会定例会会議録（第5号）

---

議事日程

平成24年12月12日（水曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第50号議案 幸田町部設置条例の一部改正について  
第51号議案 幸田町職員定数条例の一部改正について  
第52号議案 幸田町証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について  
第53号議案 幸田町監査委員に関する条例の一部改正について  
第54号議案 幸田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について  
第55号議案 幸田町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について  
第56号議案 幸田町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について  
第57号議案 幸田町道路に設ける道路標識の寸法等を定める条例の制定について  
第58号議案 幸田町準用河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定める条例の制定について  
第59号議案 幸田町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について  
第60号議案 幸田町都市公園条例及び幸田町下水道条例の一部改正について  
第61号議案 幸田町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について  
第62号議案 幸田町営住宅条例の一部改正について  
第63号議案 幸田町営住宅等整備基準条例の制定について  
第64号議案 平成24年度幸田町一般会計補正予算（第4号）  
第65号議案 平成24年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
第66号議案 平成24年度幸田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

---

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

---

出席議員（16名）

- |     |        |     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 中根秋男君  | 2番  | 杉浦あきら君 | 3番  | 志賀恒男君  |
| 4番  | 鈴木雅史君  | 5番  | 中根久治君  | 6番  | 都築一三君  |
| 7番  | 浅井武光君  | 8番  | 酒向弘康君  | 9番  | 水野千代子君 |
| 10番 | 夏目一成君  | 11番 | 笹野康男君  | 12番 | 内田等君   |
| 13番 | 丸山千代子君 | 14番 | 伊藤宗次君  | 15番 | 大獄弘君   |
| 16番 | 池田久男君  |     |        |     |        |

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

|                |        |                  |        |      |
|----------------|--------|------------------|--------|------|
| 町              | 長      | 大須賀一誠君           | 副町長    | 成瀬敦君 |
| 総務部長           | 杉浦護君   | 健康福祉部長           | 伊藤光幸君  |      |
| 参事             | 長谷寿美夫君 | 環境経済部長           | 鳥居元治君  |      |
| 建設部長           | 鈴木富雄君  | 会計管理者            | 中山豊君   |      |
| 総務部次長兼<br>総務課長 | 大竹広行君  | 建設部次長兼<br>都市建設課長 | 近藤学君   |      |
| 教育長            | 内田浩君   | 教育部長             | 春日井輝彦君 |      |
| 消防長            | 近藤弘君   | 消防次長兼<br>庶務課長    | 山本正義君  |      |

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局 長 鈴木久夫君

○議長（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりの御審議、大変御苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前9時00分

○議長（池田久男君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は14名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（池田久男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を9番 水野千代子君、10番 夏目一成君の御兩名を指名いたします。

日程第2

○議長（池田久男君） 日程第2、第50号議案から第66号議案までの17件を一括議題といたします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い、通告順といたします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限にかんがみ、簡明なる御答弁をお願いいたします。

12月11日の本会議で、第60号議案までの質疑は終わっております。

よって、本日は、第61号議案にかかる質疑から行います。

まず、1番、中根秋男君の質疑を許します。

1 番、中根秋男君。

○1 番（中根秋男君） 61号議案の特定公園ということなのですけれども、これは私も耳にしたことがありませんので、この公園がどういう公園かということを知りたいと思います。

それと、13施設の公園名をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 特定公園がどういう公園かという内容の質問でございますが、これは、実は特定公園という公園の名前ではなくて、施設までつながりまして、特定公園施設ということで一般的にここで決めていますので、御理解願いたいというふうに思います。

あと、13施設の状況でございますが、この公園施設にはいろいろあるのですが、遊具とか、そういうのも含めてあるのですが、今回に限っては、高齢者とか障害者の方が円滑に移動できるというような内容で、利用上、利便性、安全性を図るというものの施設でございます。

特に第4条では、13施設とは園路。これは、まさしく公園の出入り口や駐車場、それから、主要な公園施設との間の経路を構成する園路。また、それから広場ということです。

それから、第5条では屋根付広場、第6条では休憩所及び管理事務所、第7条では野外劇場及び野外音楽堂。この5条、6条、7条については、現在、一部休憩所はありますが、野外音楽堂等はございませんが、これは、将来に向けて、あった場合に対応するというので、施設として列記をしております。

第8条、駐車場、第9条、便所、第12条で水飲場と手洗場、第13条で掲示板及び標識ということで、それぞれの各施設で13施設ということでございます。

○議長（池田久男君） 以上で、1 番、中根秋男君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 幸田町にこの特定公園の施設というものがすべてにおいてはないうことで、これから整備を図るというものもあるようでございますけれども、その中で、国の法律に基づいて、それを条例化するというわけでございますけれども、その中に、やはり今、障害者の方々が円滑に移動する、この限りにおいていえば、現在、障害者の定義といいますか、内部障害者についても拡大を図るということで、今非常に全国でも広がってきているわけでありまして、これを車いす対応ということに限定するのではなく、私は、やはり内部障害者にも対応できるような施設に拡大を図っていく、このことについてお尋ねするものであります。

今、答弁でもありましたように、利便性、安全性を図っていく、これに合致をしておつくというものでありますので、やはり条例化に当たっては、国の基準どおりをそのまま当てはめるのではなく、拡大を図る、この意味からもお尋ねするものであります、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 今回の条例の中でございますが、特に愛知県での条例ということで、人にやさしい街づくりの推進に関する条例というのが現在あります。それによって、実は、基準としては4点ほど、国の基準どおりということではなく、それにより厳しい状況になっている状況でございますので、すべてが今回の施設の場合は、現在ある愛知県の厳しい基準を採用しているということでございます。

特に、傾斜路の幅は、国では120センチメートルでございますが、140センチメートル以上にしています。それから縦断勾配、これも傾斜路でございますが、国は8%以下ということでございますが、今回は15分の1以上、これは約6.7%ですが、そういうふうに定めています。

それから、休憩所及び管理事務所でございますが、これについては、直接屋外へ通ずる道の出入り口の幅でございますが、1カ所は90センチメートル以上にするということで、国ではすべて80センチメートルということで、10センチメートル拡大をしています。

それと、園路の縦断勾配でございますが、国では5%であります。これにおいては4%ということで、緩やかにして安全の利便性を図るという内容になっています。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の条例提案につきましては、愛知県の人街条例を国基準よりも厳しい内容で制定をするという内容ということでございますけれども、その中で第8条、この2項の（2）で、「車椅子使用者駐車施設又はその付近に」ということで、「車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。」と、このように規定をされているわけでありまして、ここに車いす対応だけではなくて、やはりいろいろな障害を持った方たちがいらっしゃるわけでございますので、幅広く対応できる、こういうように、この辺も内部障害者用の駐車場も気兼ねなく使っていただけるような表示をしていく、拡大を図っていく、その点についてお伺いしたいというふうに思いますし、また、このことを盛り込む、この内容についていかがかということでございます。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 今回の条例はあくまでも標準というのですか、最低基準でございますので、実はことし、彦左公園の建設をしています。これもトイレと園路の建設をしていますが、つくる前に身体障害者とか、そういう障害者の方の意見を聞くということで、そういう会合を持ちながら、どうしたらいいのか、そういう御要望もお聞きして工事に反映するということですので、現実には、実際、そういう工事をやる際には、また、計画をやる際には、そういう団体の方も意見を聞いて、幅広い障害者の方の要望にこたえるような形で進めていきたいというふうに考えています。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回は最低基準ということでありまして、やはり最低基準ではなくて、これをより拡大をし、そして、住民にやさしいまちづくりを図っていく、このことも求められているのではなかろうかというふうに思います。ほかの提案に当たっても、このようなスタンスでぜひともやっていただきたい。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 基準よりさらに拡大ということですので、もちろん拡大す

るには工事費の限界、それから、地形地物の限界等々、支障を来す面も多々あるかと思  
いますので、そういう点ですべてが拡大というわけにはいかない状況はあると思  
います。ただ、この条例を町で設置した以上は、これを守って障害者の方等が利用しやすくする  
というのは責務でございますので、まずはそういうことから心がけていきたいというふ  
うに考えています。

○議長（池田久男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、9番、水野千代子君の質疑を許します。

9番、水野千代子君。

○9番（水野千代子君） 今回の条例に当たりまして、特定公園施設の細部にわたりまして  
基準が定められております。現在、バリアフリー化されている特定公園施設はどのぐら  
いあるのか。また、今回条例が制定されることによって、今後、計画してバリアフリー  
化をしていかなければならない施設はどのくらいあるのかということをお聞かせ願いた  
いと思います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） まず、現在、都市公園の中でバリアフリートイレを中心に設置  
してあるところ、中には園路等の整備もしてございますが、幸田中央公園、深溝運動公  
園、舟山公園、天池公園の四つの都市公園で、トイレであれば5棟という状況でござい  
ます。

さらに、公園以外でございますが、不動ヶ滝園地、それから、不動ヶ池公園の2カ所  
があり、現在では予定では6カ所ということで、7棟でございます。

今後の整備については、基本的には一般質問にもありましたけれども、社会資本整備  
総合交付金の活用などによって区画整理区域内にあるそういう公園のバリアフリー化に  
今後努めていきたいというふうに思っています。

○議長（池田久男君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） ぜひとも優先順位をつけまして、バリアフリー化を利用される  
方々が安全に利用できるように努めていただきたいというふうに思います。

それから、私も第8条の駐車場の件についてお伺いをしたいというふうに思っており  
ます。

この8条のところに、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者  
等が利用する駐車場を設ける場合は云々」ということで、台数等がきちんとされており  
ます。このうち車いす使用駐車場施設を一定数設けなければいけないというふうになっ  
ております。しかし、この中でも障害者等という「等」という言葉がついております。  
障害者等は、先ほども質問がございましたように、今の公園施設の中では車いす等の駐  
車場というと、やはり路面の上に車いすの図柄を書いた駐車場しかございません。この条  
例で言いますと、高齢者と障害者等という「等」がついている以上は車いすだけではな  
いというふうに判断をするわけでありますので、先ほど言われましたように、外から見  
えない内部障害者の方もいらっしゃいます、また、妊婦さんもいらっしゃいます、けが  
をされた方もございます、身体障害者の方もいるわけでありますので、それらの方  
々をやはり障害者等という、その等の中には私は入れるべきではないかなと思いますし、最近

では公共施設の公園等も、また、交通機関等でも、優先駐車場だとかいすだとかいう、そういうところにも妊婦さん、高齢者、けがをした方、そういう形の絵をかいて、ここへお座りくださいという優先の印が書いてあるところもたくさんございますし、インターネットなどを見ておりますと、おもしろい駐車場だとか、あと、ハートフル駐車場、まごころ駐車場という言葉をつけて、障害者等に優しい駐車場とここがなっていますよというような、そのような駐車場を設備されているところもございます。でありますので、やはりそういう方々にも優先して安心して使っていただけるように、そこに駐車していただけるような、やはりそういうものを一目に見てわかるような、路面ではなくて、場所にもよるかもしれませんが、看板等を立てていただき、安全性が確保できるのであれば、そういうものも今後、この条例制定に当たりまして、そこへも配慮していただきたいなというふうに思いますが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 第8条の駐車場の件でございますが、まず、この条文の中に、駐車場台数については、例えば、全駐車台数が200台以下の場合には50分の1を乗じて得た数ということですが、基本的には、幸田町は大体200台以下のところでございますが、50分の1を乗じて得た数には1以上を設けるということで、50台以下のところでもすべて、1台はこういう身障者用の駐車場を設けています。だから、小さな街区公園でも、最近ではそういう身障者用の駐車場を一つは設けるといって今、進めています。

それで現在、幸田のほかのできた公園で身障者の駐車場があるのは幸田中央公園で3台、深溝運動公園で2台、現在、5台があります。今後、区画整理などにつくっていく公園においては、そういう身障者の駐車場も出てくるかというふうに思います。

今、議員言われましたように、身障者等ということで、確かにいろいろな方が現在、そういう駐車場を使われるということで、特に8条の2号の（2）です。車いす使用者用駐車施設の表示をすること。この表示をすること、今までは大体路面表示が一般的という形になっていました。議員言われますように、立体的に見えるものとしては、看板等の施設も最近出始めているということで、やはりそういう見にくい場所においては看板の設置を考えていきたいと。今回、24年度で行います彦左公園においては特に少し入るものですから、そういう看板で誘導をしたいということで、それは実施をしていくと。今後についても特に見にくい場所については、路面表示に限らず、そういう形の看板設置も考えていきたいというふうに考えています。

○議長（池田久男君） 以上で、9番、水野千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第61号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第62号議案の質疑を行います。

まず、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） この住まいについて言いますと、幸田町では公営住宅、いわゆる町営住宅が120戸をつくって、それで、これからの計画はないと、こういうことですが、町営住宅を希望する方たちは非常に多くなっている実態がございます。そうした中におきましては、やはり今の労働条件や、あるいは、今、非正規雇用の問題

等で収入が激減をしてきている。こうした中で、やはり住まいに困ってみえる方も多くなってきたというふうに思うわけでありますが、その中で、この公営住宅につきましては、2009年度以降、それまで、この公営住宅の家賃につきましては近傍同種ということで20万円、それから15万8,000円へと大幅な引き下げが行われたわけであります。こうしたために、勤労者世帯では収入の低いほうから20%強の世帯が今までは可能であった。これがおよそ10から10数%の応募しかできない。このように入居の道を閉ざしてきたというものであります。ですから、今回のこの条例の制定に当たっては、やはりもう少し、この入居の基準を2009年度以前に戻して裁量階層の対象範囲も広げる、こういうような施策もとるべきではないかというふうに思うわけでありますが、この点について、国基準どおりではなくて、地域の実情に応じて拡大を図っていく、この点についてお伺いするものであります。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 収入基準で入居する際の基準でございますが、実は、この基準につきましては、平成8年から20年で、議員言われますように、本来階層が20万円ということで、それを平成21年に15万8,000円にしてきて現在に至っているという経過でございます。今回、収入基準の中に、実は裁量階層というのは高齢者、母子家庭、身体障害者世帯ということでございます。それと本来階層は裁量しない一般の階層ということで、この二つに多く分けられて、現在、収入基準が定められています。

今回、裁量階層については、実はこれは、国のほうでは、公営住宅法の政令等で定められている金額が25万9,000円以下ということでございます。また、本来階層については、同じく政令で定めている金額は15万8,000円ということでございます。

今回の条例での収入の基準の額は、裁量階層は政令の25万9,000円以下ということで、現行の21万4,000円を据え置き、本来階層も政令と同額の現行15万8,000円としました。特に、裁量階層については25万9,000円から21万4,000円の実情に合わせたということで、まさに、まだこの金額は現行のままということでまず御理解を願いたいと。

もう一つ、議員言われますように、景気の動向、雇用、収入によって収入基準を上げたほうがいいではないかということでございますが、これは、現実には、今、非常に住宅の公募倍率が高くなっています。平成20年から23年度まででいきますと最高が5.6倍、最低が2倍ということで、こういうような状況の中で、収入基準額を高く定めた場合には、当然公募が多くなるというふうに考えられます。そうしますと、現在の低所得者の方たちはさらに倍率が高くなって、入居しにくくなるということになります。そういう点では低所得者の入居を狭めないためにも現状を維持したという状況でありますので、御理解願いたいと思います。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この収入基準を引き下げることによって、この階層が限定されてしまう。こうした幅広い世代の入居ができないという、こういうことになってくるわけであります。そもそもこれは公営住宅が少ない、こうしたことにも一因はあるわけでございます。

そうした中で、先ほどの裁量階層の対象範囲、こういうものもやはり広げていく必要

があるというふうに思うわけでありますが、これは多子世帯やDVの入居、こういうものを一つ枠もとりながら、やはり優先的にという、こういう考えについて伺いたいというふうに思います。以前にもDV入居での優先入居、そういう点でも何度か質問をしてまいりましたけれども、やはりこうした低所得者の入居も、それは確かに必要でございます。しかしながら、本当に困っている、とにかく必要とする、そういう裁量階層の対象範囲というのもの、これは条例の中にも盛り込んでいくべきではなかろうかというふうに思うわけでありますが、いかがでしょうか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 公営住宅のあくまでも実際の役割というのは、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するという大前提の目的の中で、住宅に困窮する低額所得者に対し、国と地方が協力して低廉な家賃で供給するという住宅です。今言われました裁量階層が現在、高齢者とか身体障害者とかになっていますが、これはまさに現状を把握して、常にこれは社会情勢によって変化をすることでございますので、そういう状況の方も当然みえるかと思えます。それはまさに入居の審査の段階で、そういう本旨に基づくかどうか、また、実態を把握しながら今後対応していきたいというふうに思っています。

○議長（池田久男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） 答弁はぜひ建設部次長にお願いをしたい。座ってもなかなか発言の機会がないという寂しい思いをしているのではないかなという勝手な思いやりの気持ちがありましたので、答弁をお願いしたいと思うわけですが、今、建設部長の答弁もありましたように、公営住宅とは、国民、住民の生活の安定を図るものだと、こういうことですよね。その上に立って、幸田町が町営住宅設置条例という条例をつくって、入居者が平穏な生活の送れる環境をつくっていく、こういうことがまず第一だと思うのですよね。

そういった点から含めていきますと、今、三つの町営住宅があります。どこだということは特定いたしません。あなた方も知っているということで、ある町営住宅の中で、住民の生活が平穏な中で過ごすことができないような状況が今つくられております。そうしたときに、行政として、行政は組織があるわけです。住民には組織がない。そして、行政には執行権と、一定の条件はあるけれども強制力がある。そういう行政の持つ権能を有効に生かして対処していただくことが、今、入居者の中で求められている事例。

そういう中で、町営住宅条例の28条届け出、それから、施行規則の第19条不在届、こういう事例について、まず、あなた方自身がどう対応し、入居者の平穏な暮らしが確保できるように設置者としての責任、義務を果たしてこられたのかどうか、答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 建設部次長兼都市計画課長。

○建設部次長兼都市計画課長（近藤 学君） 今、御質問のございました入居者の中でのトラブルでございますけれども、質問通告でございますような、26条になると思いますが、いわゆる入居者の不在の届け出及び施行規則に伴う19条の不在届の関係でござ



いますが、入居者が引き続き15日以上、町営住宅を使用しないときは、施行規則第19条に定める書式によりまして、あらかじめ不在届を提出しなければならないという条項でございませぬ。

これは、町営住宅を適切に管理するということで、入居者の状況を把握するためというものでございませぬ。実際に15日という月の半分以上ということになりますので、そういった面では、そういった場合に家賃の滞納とか、そういったような支払いへの滞りが生じたりとか、また、不慮の事故とか、過去にもございましたけれども、孤独死等の懸念をされる場合もあるため、状況を把握しておくという必要があるということございませぬ。そういった面では自治会との連絡上も必要な場合がありますので、このような規定があるということございませぬ。

ただ、この規定につきましては、例えば、旅行だとか、出張だとか、入院等の理由を想定しながら、明記して不在届を提出していただくという形になっておりまして、入居のしおりのときにそれをしっかり説明しているわけですが、実際のところ、不在だと思われる事案の委員が言われるような状況がございました。

実際に書面を出されているかという、実際には出されていない状況でございませぬ。こういった場合に、滞納も引き起こしてきておりますので、滞納者に対しての本人もしくは連帯保証人に対して、その滞納とともに不在届、こういったものをしっかり出していき、また、出されない場合でも口頭にてそういった状況を把握しているというようなことございませぬ。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、具体的な事例はあると。現実に15日以上入居できない状況がつくられて、そういう中で、この条例及び施行規則は、あらかじめ不在の届け出をしなければなりませんよという規定。つまり、あらかじめ今も出てきていない。そういう中で入居を引き続き続けていけるかどうかという点でいきますと、先ほども申し上げたように、入居者の平穏な生活が脅かされている中で、条例及び施行規則の中で、あらかじめの提出が義務づけられていながらされていない。

入居の保証人は親族であります。本人が事前の届け出ができなければ、これは保証人たる親族が届け出をするというのは、これは義務規定なのですよね。しかし、親族は、「私は知らない」と。こういう中で、通告もしていないのにどんどんしていく、横破りだ。横破りがまかり通っていいのかどうなのかということについて、住民の皆さんが自治会長を含めてあなた方に話しに行ったときに、投げてしまったのではないですか、「あなたたちでやってください」と。そうしたら、行政が組織を持ち、権限も持ち、一定の強制力も持つ、その組織たる行政が住民の側にその問題を投げ返して、「だめだったら警察に行けばいいではないか」と。

警察は、御存じのとおり、事が起きなければ動かない。警察も十分知っております。住民との連絡調整もやられております。「何かあったら110番してください。そうすれば私たちもサイレンを鳴らして走っていける」と。そのようなことの対応でしか警察は動いていかない。まさに国家権力である警察権力、そういうものに対してあなた方は、住民に、「そちらに行け」と追い払ってしまった。そういう点から含めていくなれば、

自治会長を含めて相談に来たときに、行政の組織がある、それなりの強制力もある、そういう中で、住民の不安や平穩の生活をどう保障していくかという知恵や、もっと親身になって、住民と一緒に話合っていくという姿勢に欠けるのではないですか。どうでしょう。

○議長（池田久男君） 建設部次長兼都市計画課長。

○建設部次長兼都市計画課長（近藤 学君） 今、議員が言われるとおり、周辺の入居者から、実際に迷惑を受けていると。また、これは実際、中身はこの場では余り詳しくはお答えできませんけれども、ある程度、そういった事件が発生しております。そういった中で、迷惑を受けているということで、役場、都市計画課窓口のほうに数回相談に来ているようでございます。そういった経過がございます。そういった中に、町としては対応を適切にさせていただいているというつもりでございますけれども、実際にはそういった経過を報告しながら、また、実際にはなかなか中身的にはかなり警察も入り込んだ、これは刑事課ですけれども、刑事課の入った形のものでございます。こういった面では強制退去できないか、こういったようなものも御相談いただきました。

ただ、これにつきましては、そういった要件に当たるかどうかも含めていろいろ検討する中で、窓口としては被害届、こういったものを危害を及ぼされたということも、その懸念があるというようなこととか、また、迷惑行為をされている、そういったようなこともございますので、そういった面での被害届を提出することで、警察への対応ができないかと。

また、町の都市計画課としましても、実際には自治会長ともこの件については相談しながら、また、先ほどのこの事件については、豊田警察署並びに西尾警察署が管轄で、その管内での窃盗事件というのがございました。そういった面での区分で岡崎警察署のほうは把握してございませんでしたので、実際には岡崎警察署刑事課のほうとその後、連携をとりまして、今後しっかり状況を把握していきたいということで連携を密にしていく予定をしております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） その26条の前に25条があります。25条は、迷惑行為等の禁止ということになっているのですよね。それは、入居者は周辺の環境を乱し、または他に迷惑を及ぼすような行為をしてはならないよと。訓示的な内容だと。しかし、訓示的な内容であっても、これは世間一般に通用する社会的ルール、社会的秩序、それを補助することが入居者に求められているよといったときに、今、あなたの答弁のように、現実には迷惑行為を及ぼすと。その具体的な内容は、条例の第7条入居の資格、その第5号。余りこれを全部読んでしまうと差しさわりがあるので読みませんが。

本人は、この条項に触れるようなことを言って住民におどしをかけているわけです。それが事実かどうかは、これは警察情報でしかないわけです。しかし、あなたも今言われたように、警察との連絡は密にしておりますよと。住民はその言葉によっておどされている。この状況もあなたも承知の上だといったときに、法を生かすか殺すか、条例を生かすか殺すかは行政次第という点からいけば、まさに住民の側からすれば、住民は丸腰だ。何も持たない。刀を持つわけではない、ピストルを持つわけではない、何の権力

もない、丸腰のままている。そうしたときに行政が、先ほども申し上げたように、組織を持ち、権限もあり、一定の強制力は条件つきながらあると。こういう状況の中で、住民の、あるいは入居者の平穏な暮らしと、そして、条例上に基づく第7条の懸念が持たれている。

そうしたときに、やはり住民の側もそういうことも全部あなた方に情報提供して、「こういう状況の中に私たちはあるのだ。何とかしてくれないか」といって自治会長を先頭にして話をしに来たときに、まともに向き合ってなぜやってくれないかと。「そのようなことは警察に行ってもらえませんか」と。警察は、「事が起きてから動きますから、何かあったらすぐ110番してください。すぐ飛んできますよ」と。

そのようなことは幸田町だけではなくて幾らでもあるわけです。何遍警察に行っても動かなくて、事件が起きたらようやく動いて、「警察とは何ぞや」ということがマスコミがどんどん取り上げられてきている中で、警察頼みということよりも、警察との連携は必要であります。しかし、あなた方がいきなり警察へと行って、自分たちの持てる権能を放棄してしまって、住民の願いにも真正面からこたえてくれないというのは、これは改めていただきたい。家賃はしっかりいただきますよと。善良な住民には、「あれもやってはいけない、これもやってはいけない」と。まあ、いいでしょう。社会的規範のルール上の問題であれば。しかし、現入居者が平穏な暮らしを脅かされる、おどされる、そして、警察にもお世話になっている、さらに、不在届のあらかじめの提出もない、保証人も私は知らないといって横を向く。では、どこになすすべがあるのか。どこに住民はたどり着けばいいのか。どういうことを今後対応されるのか。

○議長（池田久男君） 建設部次長兼都市計画課長。

○建設部次長兼都市計画課長（近藤 学君） 実は、この歳末の滞納整理をこの当事者に対しても行っているわけですが、保証人に対して行っていたのですが、その当事者が今月になりまして処分保留ということで釈放され、実際には役場へ登庁されました。この滞納整理に対しての状況をやっていたわけですが、実際のところ、先ほどの第7条の5項にございますようなそぶり、また、そのかわりがあるような言動がございました。また、職員を威嚇する行為もございました。実際には行っておりませんが、そういった懸念があったということで、これにつきましては、実際に夜間ですけれども、役場に3時間半以上、そこに居すわったということも含めて、岡崎警察署刑事課に相談をいたしました。

そういった中では、岡崎警察署刑事課のほうは、先ほど申し上げたように、豊田署、また西尾署との連携もとりながら、これは窃盗容疑でのものの逮捕でございましたけれども、こういった庁舎への威嚇行為、また、周辺住民への迷惑行為、こういったことに対して、岡崎警察署も敏感に対応するように、岡崎警察署内で情報共有するということが昨日も連絡をいただきました。

そういった面で、この件につきましては、110番通報していけば、すぐこの人物は特定できるというような状況で、その体制を整えたという状況であります。また、これについて昨日も自治会長と私は実際に直接お話しして、そういった面で不安などもございますので、周辺住民の方にも、そういった面では迷惑行為等ございましたら、そ

れに対してはこちらもしっかり対応できるように、また、警察と連携しておりますよというような、安心はできませんけれども、そういった対応をさせていただいているという状況でございます。

またさらに、こういった場合、退去とか明け渡しというふうな手続も考えていかなければいけないということから、その明け渡しについては、先ほどの迷惑行為とか、具体的とは申し上げかねますけれども、例えば暴力団との関係とか滞納を3カ月以上行っているというようなところ、先ほどありました15日以上不在届を理由なしに提出していないとか、住居を故意に破損させたとか迷惑行為ということがございますので、いろいろ云々、そういった条項を見据えながら、県営住宅でも事例があるようでございますので、そういったもの、また愛知県もしくは名古屋市、豊川市、岡崎市では明け渡し訴訟まで行っているというような事例もございます。ただ、これは高額所得者に対しての明け渡しというのが主体でございますけれども、こういった迷惑行為に対しての明け渡しとか、そういったものはなかなか事例が今の段階では見つかってございませんが、これをさらに県と調整しながら、管理者としては適切な対応ができないか、この辺を模索していきたいと考えております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 行政側、あるいは担当の次長の考え方、姿勢もそれなりに理解をいたしました。答弁にもありましたように、私は、自治会長を含めて住民と一緒に、住民の知恵もかりながら、力もかりながら、この問題に対処していただきたいということと、私は申し上げませんでしたけれどもあなたも言われたように、周辺の住民に被害が及んでいる。子供が傷害事件に遭った、小さい子供といっても18歳以下の子供の女の子がつけ回されている。幸いなことに、たまたま被害というところまでいっていないけれども、こういう状況の中で、入居者のみならず、周辺の住民の皆さんも、言い方は悪いけれども、おびえている。触らぬ神にたたりなしというか、「顔を見たら、すっと向きを変えて横道を入れて逃げて帰りなさい」と言って、周辺の子供の親が、特に女の子に、「あの人の顔を見たらすっと帰ってきなさいよ」と。これが平穏な生活と言えますか。

ですから、私はあなた方を責めているわけではない。要は、あなた方の持てる権能を住民と一緒に、知恵と力を出し合って問題を解決していただきたい。そのための姿勢をきちんと貫いていただきたい。それが行政に対する住民の信頼につながってくわけなので、現状の中でいくと、「相談にいったら、全部あちらへ行け、こちらへ行け」と。警察に行ったら、「110番してくれたら、すぐ飛んできます」と。そういう対処の仕方ではますます失望して、状況としては悪い方向に向っていくので、少なくとも社会的な秩序がきちんと守られるように、そして、町営住宅の管理者たる幸田町が住民、入居者と一緒になってこの問題を解決していく、そういう姿勢をきちんと住民に示していただきたい。そのことが行政に対する信頼感につながっていくということを申し上げて、再度答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 建設部次長兼都市計画課長。

○建設部次長兼都市計画課長（近藤 学君） 今、議員が言われたように、適切な対応をし

ていきたいと思っておりますし、自治会長との話の中でも、通報したりいろいろ対応すると、その逆恨みが怖いというようなことで、個人での対応というのはなかなか不安を導くというようなことから、地域として、また、入居者の一体感を持って周辺住民として、居住者として対応できるように、それに行政と警察が一体となって対応していくという形が一番今後の対応としては適切ではないかということを考えておりますので、今後ともそういった面で努力していきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第62号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前9時48分

---

再開 午前9時58分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、第63号議案の質疑を行います。

まず、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） 今回の幸田町営住宅等整備基準条例の制定につきましては、この地域主権一括法に基づいて初めて制定をするものでありまして、整備にかかわるものがございますが、これを国の基準に基づいて参酌して定めるということでもありますけれども、これは、この条例提案に当たっては国基準どおりで出されたものであるか、まず最初にお聞きをするものであります。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 住宅等整備基準につきましては、公営住宅及び共同施設の整備についてということで、国の基準を参酌して定めるというとおりでございます。

内容につきましては、今回、この条例については国の基準どおりでございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この整備基準でございますけれども、趣旨から定義、それから、健全な地域社会の形成などずっとあるわけでございますけれども、この定義についてお聞きしたいというふうに思いますが、その中の定義につきましては、町営住宅、町営住宅等、それから、借上げ等町営住宅、この三つが規定をされているわけであります。今回初めて、このようなものが定義として出されて、その中でお聞きをするわけでありまして、幸田町では、町営住宅を現在の120戸から、さらに住民に提供するための公営住宅をつくる、こうした計画は現在のところないということで、議会の中でもたびたびと答弁をされているわけでございますけれども、やはり、先ほどの第62号議案でもありましたように、住宅に困窮する人たちが多くなっている、低廉な住宅を求める人が多くなっている現在、この借上げ等町営住宅、このことについては条例として提案をされたわけでありまして、実現に向けて取り組んでいくおつもりがあるかどうか、この辺についてお尋ねするものであります。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 今回、こういう制定をすることによって、定義というものが町全体でも明らかになってきたということで、実は、今まででも国のほうではなっていたということで、こういう明文化されることによって、町営住宅と借上げ等町営住宅というふうな文言があるわけですが、町営住宅については、現在の120戸から、議員言われますように、新たに建設というのは考えてございません。

借り上げ住宅については、以前もこういう議会の中で、現在、空き家となっているアパートが二、三年前に一時急増をしたときにも町の考えはどうかということでありました。そのときには、やはり持ち主と、それから、町との関係で、家賃の設定とか部屋の状況等々、整理をする条件があるということで、現在、町営住宅として借り上げに至るまでにはそういう整理のほうの諸条件を整える方法があるということで、時間がかかるということで、現在、見送られている状況でございます。

当然、今後どうかということですが、こういう定義にもありますように、そういう必要が生じれば、こういう町営住宅の借り上げというのは、町は新たに建設をするよりか、そういう空き家というのですか、入居ができていない民間住宅の利用というのは、今後、発生する状況もあるというふうに考えています。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 当面、不足する住宅として、やはりこうした定義が定められてくるように、そのような対応をこれからしていただきたいというふうに思うわけですが、その中で、この借上げ等町営住宅、これについての制約等については何があるのかと。借り上げができない、こういうことの基準というのがあるかどうか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 借り上げの制約というよりは、ここの中に、公営住宅の借り上げの中で、公営住宅の用に供する目的で建設されているとか、附帯施設があるとか、そういう施設が適切であるかというような内容が条件として、それから、先ほど言いましたように、家賃の問題が、あくまでも町営住宅でいきますと、例えば今、二万数千円ですけれども、民間の場合ですと七、八万円というようなことで、当然差が出てくるということで、そういう差をどうするかというのも大きな課題というのですが、そういう整備が必要になるということで、個々の建物については、公営住宅の建設の基準に見合うものが大前提になってくるという状況でございます。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） こうした条例制定をするわけですから、やはり住宅困窮、こうした方々への低廉な住宅を保障していく、提供していく、このことから、やはりこの条例に基づく取り組みを進めていただけるようにしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（池田久男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） 54号から63号まで地域主権一括法だと。一括法だから質疑通告も全部一括で同じ内容でやられて、質問権は確保して、質問をするときは、ほかの議員が質問をした項目を盗み取りして、我のものなりと。このような運営がまかり通っていったら議会運営はどうなる。7期目議員にふさわしい対処する方法があるだろうと。要は、質問の口だけあけておいたと。内容は盗み取って、我のものなりという感覚でやられる。それが参酌だと。では、参酌という言葉がどこに書いてある。一言も書いてない。参酌とは何ぞや。照らし合わせて善をとり悪を捨てることだよと。比べて参考にすることだよと。これが参酌の語彙だ。他人の知恵を横取りするような、このような質疑の展開。しかも7期目だよと。7期目にふさわしい議論を今後期待して、本題に入ってまいります。

この条例の第17条、住戸の基準という形で、その基準は25平方メートル以上だと。25平方メートルというのは最低基準だよということですが、この最低基準といきますとワンルームです。そして、この25平方メートルの中には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビの受信装置などと、こういうことになっています。そういうのなら、自分の寝るところは畳1枚と。ここに夫婦が入ってきたら、積んだ積んだで寝るしか手はない。こういうものを基準にすること自身が日本の住宅の貧困、こういうことが随分前から言われて、その代表的な言葉が、日本の公営住宅はウサギ小屋だよと、こういうふうに世界的に酷評されてきた。そういう経験を踏むのであれば、国基準どおりでございませうということよりも、25平方メートルが文化的で衛生的な最低限の生活を営む権利を有するという憲法を具体的に住宅政策の中にあらわしたものと言えるかどうか。答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 住戸基準の25平方メートルの決め方ですが、あくまでもこれは国の基準どおりでございませう。これは、住生活基本法というのがございまして、そういう中で「住生活基本計画」ということで、議員言われましたように、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積ということで、特に単身者の場合を25平方メートルという水準にしています。ほかには2人以上の世帯の面積基準もありますが、それに現在は託して国の基準ということでございませう。

25平方メートルがまさに健康で文化的な生活を営めるかという点では、町の開発要綱でもワンルームの設定をしましたが、ここにも25平方メートル以上ということで、まさにワンルームの方の対応の面積、単身者の最低の面積ということでございませうので、今後、町営住宅としては家族、同居世帯がある世帯ですので、現実としてはこういう実態はないです。

だから、25平方メートルというのは、家族での生活を営む場合は非常に困窮な場所だということございませう。現在、幸田町は120戸の町営住宅等がございませうが、横落住宅では70平方メートルと77平方メートル、神山住宅が73.5平方メートル、深溝は72平方メートルということでございませうので、ここらはすべて基準を満たしております。今後も町としましては、これがやはり幸田町の水準だというふうに思っておりますので、同規模のものを整備するというふうに考えています。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この地域主権一括法というのは、地域に主権を移しますよと。地域のそれぞれの裁量という形で、自分たちのことは自分たちで考えよとあって、国の責任を放棄して市町村に押しつけたと。そういう中の一つの条例の整備条例であります。そうしますと、今、あなたの答弁でいきますと、ワンルームを想定した25平方メートルだよということを言われる。ワンルームそのものを私は否定しない。否定はしないけれども、町営住宅、公営住宅でワンルームを想定した25平方メートルと。そして、それぞれの市町も深刻な問題を抱えているけれども、幸田町はなおさら4戸に1戸が共同住宅。その中の主要な部分もワンルームが占めていて、定住化人口の増を図るといふ点からいくと公営住宅そのものは否定はしません、整備すべきだと。しかし、その整備水準が25平方メートルでいいか。これがワンルームだよ、単身者ですよと。極端な言い方をすると、区町内に幾つかのワンルームもあります。単身者だけではなくて、夫婦で住んで、小さな子供も1人、2人いるところはたくさんあります。私も知っております。しかし、それよりも広いところへ行くと生活が成り立っていかないからという形で住んでおられる。それはまさに住宅の貧困化ですよ。その貧困化を条例の制定で整備する水準として25平方メートルで、ワンルームを想定しておりますよと。それはないです。一括法であれば、自治体の裁量でもっと広げることにはできないではないか。健康で文化的な水準を確保しようと思ったときに、ワンルームだから1人しか住まないよという、そういう限定的な考え方ではいかなものかなと、こういうふうに思います。

したがって、あなたの答弁でいくと、幸田町の三つの団地の床面積は70平方メートルから77平方メートルと、こういうことです。これは最低限の水準ですよ。だから、単身者だから1部屋でいいのだなという発想ではなくて、そういう点でいけば、この25平方メートルがあることによって、時によってはもたれてやられる可能性もあるという点では懸念を持ちます。それは、まさに行政が進める住宅の貧困化ということにつながるということを申し上げて次に移ります。

13条で借上げ等住宅の基準、こういう規定がございます。第1項の規定で10条3項、先ほど申し上げた第3の関係でありますけれども、これは一つは、シックハウスの関係はきちんとやりなさいよと。シックハウス対策はきちんとした借り上げ住宅でなければなりませんよと。これはお説のとおりです。10条第1項でウサギ小屋だという規定がある。しかし、ここの13条の中では面積要件がないわけです。ワンルームと一口でいうけれども、ワンルームでも面積はさまざま。さまざまある中で、この借り上げ住宅の基準として、シックハウス対策をきちんとやりなさいといいながら、なぜ面積要件をこの中に入れなかったのかという点できちんと答弁がいただきたいし、私はこれは最低基準として一定の水準、例えば、先ほども部長が答弁をされた70平方メートルから77平方メートルと、こういう水準で借り上げをしていく、こういう町の姿勢をきちんとこの条例の中で示すべきだと思いますが、いかがでしょう。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） まず、住戸の25平方メートルの面積基準ですが、本来ですと、この条例制定が地方にゆだねられたという時点で、実態と即して、こういう面積も変えることができるようになったというような状況で、変えれば、これはクリアはできている



わけですが、実は今回、条例制定に当たっては、県下の動向とか愛知県の状況を見ると、まさにすべて同じような状況で流れていると。当然それに流れてはいけないというふうには思っていますが、こういう機会でございますので、今後、町に条例委任されたということになれば、では、この25平方メートルをでは何平方メートルにするかという点では、その面積を決めるに当たっては、町の実態、調査をして、根拠を持って条例制定をするというのが通常だというふうに考えています。今回ではそういう時期、時間がなくて大変申しわけなかったですけれども、そういう実態の中で国の基準どおりという形になっています。

今後の町営住宅の方針ですが、今、町としては町営住宅は親族要件が廃止をされています。そうしますと、同居世帯が原則として入ることになっていますので、当然、2人以上の同居ということになれば、この単身の場合の25平方メートルというのは、最低基準としては採用できないということでございます。

ですから、先ほども申し上げましたけれども、今後の建設計画においては、現在あります神山、横落、深溝の住宅の面積を基礎として、当然、公営住宅の整備の指針として採用していきたいというふうに考えています。

次に、第13条でございますが、借上げ等町営住宅基準についてでございますが、議員言われますように、第9条第2項から第5項までと、第10条の第3項11条・12条ということで、基準を満たすように努めなければならないということですが、これは見られたとおり、温熱環境の省エネとか遮音性能、劣化軽減、維持管理の配慮、シックハウス、高齢者への配慮等々は基準を満たすと。住戸の基準は対象外ということになっています。これについては、公営住宅法の中でこの条文がないのは、災害の場合の借り上げに対して想定されるものに対して借上げ町営住宅を選定するというので、住戸の基準については、1戸当たり面積の合計25平方メートルとする面積基礎要件は入れてないということでございます。

特に災害の場合は、既存の共同住宅に単身で入ったり、家族の人数によって利用する面積も異なるということで、そういう住戸の1戸当たりの面積は固定せずに対応できるということで、ここでは住戸面積が対象外となっている状況です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 借り上げの関係ですが、この借り上げの関係の基準で、今、あなたの言われたように、災害があったときに被災者を収容するために借り上げる基準が借り上げ住宅の基準ですと。あなたが言っている、そのようなことがここに書いてありますか。書いてありますか。災害対策用、被害者用だと。そのようなことは書いてないでしょう。書いてないのに都合のいいように書いてあるかごとくに言って、面積要件を問わないのはなぜかといったら、災害時に避難者がここで借り上げて住宅としてやってくださいと。そういったときに、幸田町の避難所の収容関係からいけば、1人1平方メートルだ。立って寝よと。横になって寝たら1人1平方メートルで済まない。こういう感覚で被災者が大変な目に遭って、少しでも心の安らぎをと思って借り上げ住宅へ行ったら、「被災者ではないか。少し我慢しなさい」と。だから面積要件を問わないと。シックハウスだけはきちんとやっておきなさいというだけの話ではないの。そういうもの

の解釈でいいのかと。

先ほどあなたも言われたように、私は過去に町営住宅の関係もあわせて、町営住宅はこれから建設しないというなら、良質な民間のアパートを借り上げて、町営住宅並みの水準で入居者に提供するというを提案してまいりましたし、当時の町長も、「やります」といってやったけれども、今言われたように、この問題を私はこれ以上広げるつもりはない。しかし、あなた方がそういう取り組みをして、壁にぶつかって、「もう嫌だ。私はそういうことは嫌だ」と、結論はこういうことです。結論はそうでありながら、整備基準条例でいけば、今度は幸田町として借り上げ住宅も公営住宅並みの住宅を確保しますよと。それは災害時対応ではないと。災害時対応なら災害時対応ということを経験の中できちんとうたうべきだ。うたっていないのに、答弁は都合のいいように言われる。そうしたときに、面積要件も問わないといったら、まさに住宅の貧困化をさらに行政が進めていくということになります。

したがって、この要件はきちんとすべきではないのか。それでないと、どんどん、どんどん水準が引き下げられる。そうしたときに最低の・・・最低だということとそこまで全部いってしまう。最低25平方メートルといったら最低まで。それ以上だといっても25平方メートルにぴたっとくっついてしまう。そういう点からいけば、私はこの中で、あなたも言われたように、時間がなくて、国基準どおり、どたばたで条文をつくってしまったと。お説のとおりだろうと思う。ですけれども、そこに面積要件がなかったときに、住宅の貧困化、ウサギ小屋といって国際的に批判をされる、そういうものに対して、今後、できるだけ早い機会を見つけて、借り上げ住宅のその面積要件はきちんとすべき。町営住宅なら、またあなたもいろいろある。私はあちらもこちらということではない。少なくとも第13条の借り上げの住宅基準については、その面積要件も少なくとも既存の町営住宅、70平方メートルから77平方メートルという基準の中で定めていくべきだろうと私は思いますが、どう対応をされますか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） まず、一般的な借上げ町営住宅ということで、実は定義の2条の3号の中に、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法云々」がありまして、「同法第6条第1項に規定する地域住宅計画に基づき実施される買取り又は借上げに限る。」ということで、この借上げ等町営住宅の文言が書いてございます。これはまさに、今ここに書いてある住宅整備基準どおりということでございますので、住戸面積は25平方メートル以上ということでございますので、先ほどの条文の中には記載をしていないということで、だから、一般住宅は、この地域住宅計画に基づいてつくられる。そうしますと、今後、今言ったように、災害といった場合は、そういう面積を問わずして対応できるよということでございます。

今後の民間住宅の借り上げについては、先ほどの丸山議員のときにもお話ししましたけれども、やはり現在の既存の町営住宅との対比というのはどうしても出てきます。家賃、それから、面積等々ございますので、今後借りる際には、どういう条件の場合に借り上げができるかという、そういう運用基準ですか、そういうのは精査をしないと直ちにスタートというわけにはいかないような状況でございますので、そういう時期になれば

ばそういう実態も踏まえて、今後の借り上げの運用指針というのですか、そういうものを作成して対応すべきだと。

原則は、やはり現在ある町営住宅の面積、家賃等が参考になるという、ベースにしていくという形になると思います。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 言われたように、地域における多様な需要に応じた公的賃貸し住宅の整備に関する特別措置法だと。これはどうにでも解釈できる。あなたの関係でいくと、地域に応じた多様なということと言われると、幸田町の地域の実情というのは、ウサギ小屋でワンルームか。そこにもたればもたれるほど、そういう問題が出てきますよということをお願いしたいと思うわけです。そうした点からいけば、私は、そこでこういう地域の多様性というのは、住民の置かれている住環境をどう水準を引き上げながら借り上げをしていくのかということをしちんとしなければいけないと。そうした点で、ここにもたれていけば、どのような劣悪な状況でも法があるからそれでいいのだというのは、私はいかがなものかなというふうに思います。

それで、あなたも今言われた、民間の借り上げの関係でいろいろな問題の中で一番の問題は家賃だと。家賃で民間の家賃と公営住宅の家賃差がある。それをどうするかといったら、それは随分なくなってしまうけれども、米価と一緒にですよ。米価、米の値段。米の値段は生産者が生活を維持し、再生産ができるような水準で買い、そして、消費者には生活に大きな負担、犠牲に与えないような価格で売ると。つまり高く買って安く売rinaさいよと。それが国の政策だと。国民の食糧を確保するための米価なのだと。これを自民党は上げて、だんだん、だんだん攻撃したので食糧制度はもうなくなってしまった。

しかし、その中心たるものの考え方でいけば、公営住宅と民間住宅の家賃差、それをどう埋めていくか、一定の水準まで来たときには公営住宅と同じような水準があったときに、値段差があったら、やはり民間が自分たちの経営の問題を守らなければいけないから一定の値段を提示する。行政の側は入居者の生活安定のために低廉な住宅を提供する、そこが逆ぎやと言われている。逆ぎやは、これは公費で補てんする。それがあなた方自身が公営住宅を必要にして十分な量だけ確保していないことに対する対応の問題として財政支出をして両側にも支援をしていく。私はそういう政策的な感覚というのは必要だと。そこら辺はどうお考えですか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） ワンルーム25平方メートル以上を肯定しているということについてですが、これを今後、公営住宅等に反映させるということでは、今回の町の公営住宅は同居を前提としていますので、こういう単身者で25平方メートルというのは今後ないというふうに思いますし、民間の借り上げにおいても、こういうワンルームが実は存在をしています。平成21年の4月にワンルームの補助要綱をつくって規制をした経過があります。まさに、ワンルームというのは周辺住宅の方に非常に迷惑をかけたという点で、その要綱改正がされた経過もありますので、そこら辺はこれが町の実情というのですか、愛知県の中でもリーマン・ショック前にはワンルームが非常にたくさんできて、

その対応をとってきました。今回、多くの地域の実情にあわせてということですが、これは先ほど言いましたように、全国の抽象的な言葉ということですので、町独自としては、今言ったような、ワンルームでもよそとは違う実態ですので、そういう対応は当然必要になってくるだろうというふうに思います。

もう一つ、民間の借り上げ、家賃の問題で重々何遍かお話をしましたけれども、まさに、今、議員言われるように、そういう生活者の住宅の入居者の家賃と、それから、民間のオーナーというのですか、その家賃差をどういうふうに対応するかというと、現実に他市町でやってみえるのは、その差分を住宅補助で町がしているという実態ですので、そういう政策というか、具体的にはそのような形になると考えています。

○議長（池田久男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第63号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、総務部長があります。発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 杉浦 護君 登壇〕

○総務部長（杉浦 護君） 質疑の途中ではございますが、北朝鮮のミサイル関係の情報が入ってまいりましたので、ここで御連絡申し上げたいと思います。

北朝鮮のミサイルが、発射時刻でございますが、9時49分ごろ、発射場所につきましては、北朝鮮の西岸、発射方向につきましては、南方向ということでございますが、発射台数については1機でございます。

通過情報の関係でございますが、10時1分ごろ、沖縄地方の上空を通過したと推定されるということでございます。

なお、破壊措置につきましては、実施をされておられません。

その他の発射情報ということでございますが、レーダー情報でございますが、フィリピンの東300キロメートル、太平洋上のほうに落下予測ということの情報が入ってきております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

〔総務部長 杉浦 護君 降壇〕

○議長（池田久男君） 次に、第64号議案の質疑を行います。

まず、2番、杉浦あきら君の質疑を許します。

2番、杉浦あきら君。

○2番（杉浦あきら君） 先日の北海道の爆弾低気圧の影響で広範囲な停電で多数の住民が被害を受けておりますが、特に冬場の停電は大きな被害になると思われま。幸田町も高電圧の高い鉄塔が多く建っていますので、北海道のように、復旧までに3日から5日ぐらいかかるのではないかと思われま。それについて、2点、お伺いいたします。

今回の停電対策電源整備の具体的な内容はどのようなものですか。

2点目としまして、今までの対応と今後の予定をお聞かせください。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 今回の停電対策電源整備の関係に伴います工事の関係でございますけれども、大地震を契機といたしまして、公共情報の緊急時における伝達経路、こ

ういったものにつきましていろいろと御議論もあるわけでございますけれども、こういった伝達経路の確保を目的とするものでございます。住民への情報発信、また、外部からの情報取得手段でありますインターネット、また、メールでの送受信を可能とするものでございます。

具体的には、これまで自家発電に接続がなされていなかったということでございまして、こうした停電時におきましては電力供給がされず、インターネットなどの利用ができない状況でございまして、このため、おくれればながらではございますが、停電時におきまして直発に切りかえ、電源確保を図って、電算のサーバーなど安定した運用を図ることを目的として、住民に対する緊急メールの発信などに支障がないように調整するものでございます。

工事の内容につきましては、電算室のほうの公開用ウェブサーバー2機、また、メールサーバー、ファイアウォール、プロキシ・サーバー、また、ハブなどのネットワーク機器への電源、また、それに伴う経路の確保、こういったものをさせていただくということでございます。

今までの対応と今後の予定につきましてでございますけれども、先ほど申し上げましたように、これまではそういった直発との接続がなされていなかったということで、そういった問題点が出てきたということでございまして、今回のこの工事によりまして、その辺の調整をさせていただくということでございます。

今後の関係でございまして、戸籍などシステム化、また、業務のパッケージ化によりまして、それぞれ電源を確保していくことが重要かというふうに考えておりますけれども、それぞれの今、ホストコンピューターのほうで行っている部分もございまして、パッケージ化、こういったようなもののシステムの更新とか、こういったときにあわせて今後の対応ということについては検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（池田久男君） 以上で2番、杉浦あきら君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山千代子君。

○13番（丸山千代子君） この停電対策電源整備工事につきましては150万円が計上されておりまして、直発電に接続をするというもので説明がありましたが、過去におきまして、幸田町でも暴風雨災害のときに町内の大幅な地域で1日から2日停電をしたことがございます。そういう中で、やはりこの停電対策というものにつきましては、役場庁舎内においては、これは核となる施設でございますので万全の体制を整える、このことが必要でございますし、また、情報が満載をされている中での確保していく、また、漏れのないようにしていく、こういうことが必要であるかというふうに思います。

それで、今回は直発電への接続ということでございますが、これで万全かというといかがかということでございます。また、住民に対してはJ-A-L-E-R-Tで行うわけでございますが、こうした対応等についての停電対策等についてはどうなるのか。本庁でメール発信、あるいはインターネットの受信可能ということはわかるわけでございますけれども、この情報が正確に伝達されないことになれば、またこれが受信できないという

ふうになります。その点についての対応というのは今後はどうなっていくのかと。それについてお尋ねしたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） J-ALERTの関係につきましては、現在、その辺の防災安全課の関係までの伝達ということは今できているわけでございますけれども、今後別途、デジタル化の関係におきまして、今、整備を進めていくということでございます。

内容といたしましては、別途、このデジタル化の工事の中で発電機などもまた整備をさせていただくというようなことで、今、消防のほうでも対応させていただいているということで、もし補足があれば、消防のほうから御答弁をさせていただきます。

○議長（池田久男君） 消防長。

○消防長（近藤 弘君） 今回新しくデジタル化させていただくものにつきましてはの非常発電機については、単独で持っております。よって、J-ALERTが入りましたら、うちのほうは5キロワットの直発を装置しておりますので自動的に流れていきますので、新しくデジタル化されるにつきましては単独で、今までは役所の直発へつないでおりますけれども、J-ALERTそのものは役所のほうから流れ、防災行政無線については単独の直発電装置がありますので、そこから自動的に流れていきますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回のこの停電対策については、直発に接続をされて万全になるという想定のもとで対応されるわけでございますけれども、その後、戸籍なども必要ということでありますが、現在、こうした高度情報化の時代にあっては、やはり万全ということはないようであります。いろいろな情報が蓄積をされている中で、停電によってこれが流失、損失しないような対応というのにも必要であるかというふうに思いますが、これを計画的に整備するということが必要なのかどうなのか、その点についてもお尋ねしたいと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） この停電の関係につきましては、直発も限度がございます。こういった中で、すべてが万全かといわれますと、それまでに中電のほうですとか、そういった関係のものが復旧されればそれはいいわけでございますけれども、今後もそういったものが、直発が対応できないというようなことになってきた場合にどうするのかということもありますので、その辺については今後とも研究をしていきたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 直発も万全ではないということならば、どのようにそういう体制をこれから計画的に進めるのか、その検討とおっしゃいましたけれども、そういうようなことは検討されているのかということでございます。これは県や国等にも接続しながら体制づくりをしてきた経過があるわけでございますので、そうした情報伝達が確実になされるようなシステムづくりが必要かというふうに思います。その辺での体制づくり

というのは今後どのようにしていくのか、お聞かせいただけたらと思います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 今回、東日本大震災ですとか、いろいろなそういった中で問題提起もなされてきているところがございます。町で電源を確保するという事は、別にこれが発電所を持っているということでもございません。そうした中で、どういう形をとっていくかということについては、まずは、どこの市町村も直発でまずは対応するというところからでございますので、それも伝達経路が遮断されたということになれば、これはまたほかの市町村とのやりとりの相互応援の中で調整をしていくのか、その辺については今後のまだ研究課題であろうというふうに考えております。

○議長（池田久男君） 以上で、13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、8番、酒向弘康君の質疑を許します。

8番、酒向弘康君。

○8番（酒向弘康君） 2点通告してありますが、1番のみ質問させていただきます。

歳入の雑入というところで相見駅整備仮設物売却金555万円とありますが、まずこれについて伺います。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 相見駅の整備仮設物の売却金ということでございますけれども、こちらにつきましては、売却額558万556円、納入者につきましては東海旅客鉄道ということでございまして、相見駅の整備におきまして、電車の運行内容に影響を与えることは許されないというようなことがございまして、通常ダイヤを維持しながら工事を進めることが必要であったということでございまして、岡崎と幸田間に新たに相見駅を建設することで各種の送電線ですとか信号設備、それから・・・、いろいろなそういった各種の系統につきましては電車の運行ダイヤを維持しつつ、システムを切りかえるために現行のシステムを稼働しながら2次システムを併用しなければならないということで仮設テーブルなどの設置が必要だということでございました。

駅の完成後におきましては仮設ケーブルが不要になるというようなことでございまして、JRとの工事協定に基づきまして、JRのほうで、この仮設ケーブルを処分いただきまして、その経費が今回、町のほうに入ってきたということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（池田久男君） 8番、酒向君。

○8番（酒向弘康君） 仮のケーブルだとか信号等々ということではありますが、当然これは、もう中古品ということになるのかなというふうに思いますが、その元値と売値の差、あるいは価格はどういうふうになったのかということです。それと、すべてが町に入ったのか、あるいは国庫補助金との兼ね合いがあるので、どうされたのかという点、それと、もう一点、今回、精算後の雑入ということではありますが、他に類似するような仮設物の売り払い等はあったのか、あるいは今後あるのかということもお伺いいたします。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） 中古品ということは、当然、この工事で仮設物として使用したものでございますので、中古品ということではございますが、この価格の関係につきまし

ては、JRのほうで、まず工事協定に基づいて処理がなされたということでございまして、私どもとしてもJRのほうにそういった部分の算定根拠、こういったようなものも教えてほしいといったようなお願いをしたわけでございますけれども、こちらにつきましては、JRのほうの内部的なもの、秘密事項というのですか、そういったようなことがあるということ、価格のみが提示をされているということでございまして、そういった状況にあるということでございますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、この売却代金につきましては、その全額を町のほうに納入をいただいたということでございますので、よろしく願いいたします。

このほかにそういった仮設物なりの売却経費があるかどうかということでございますけれども、こちらについては、これですべて終わりということ聞いております。

○議長（池田久男君） 以上で、8番、酒向弘康君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時48分

---

再開 午前10時58分

○議長（池田久男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ここで、総務部長からの発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 杉浦 護君 登壇〕

○総務部長（杉浦 護君） 先ほど北朝鮮のミサイルの関係につきまして御報告申し上げましたが、第2報が入ってまいりましたので、今、お手元のほうに配付をさせていただきました。

資料の裏面のほうに情報の総括ということで記載がございますのでごらんをいただきたいと思います。

12月12日水曜日でございますが、北朝鮮西岸から南に向って一発の人工衛星と称するミサイルが9時49分ごろ発射されたとのことを確認した。ミサイルは分離し、一つが朝鮮半島西方の洋上、これは予告落下区域内ということでございますが、こちらのほうに落下、また、もう一つが朝鮮半島南西の洋上、こちらも予告区域内ということでございます。それから、もう一つがフィリピンの東方の洋上、これも予告内の区域内ということでございますが、こちらのほうに落下したものと推定されるということでございます。破壊措置の実施につきましては、なかったということでございます。

以上、御報告させていただきます。よろしく願いいたします。

〔総務部長 杉浦 護君 降壇〕

○議長（池田久男君） 次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） この議案は一般会計の補正予算であります。11月27日に予算議案説明会という朗読会が開かれました。この議案については、副町長、あなたが説明をされました。私は、9月の議会の質疑通告でも申し上げた。説明会であって説明会でない。改めるべきだと。説明会という名にふさわしくなかったら朗読会にすべきだということ



を申し上げてきた。それも通告書の中に残っております。今回もおしなべて、あなたを筆頭にして、なぜあなたがするのか。あなたは内部を統括する最高の責任者だ。その副町長が、何回も、何回も、議案説明会なのか、それとも朗読会ですかと。こういうような対応をされることは、まさに学習能力が欠如しているのではないかと。ここまで私は言いたくない。言いたくないけれども、あなた方全体に言えることは、議会に対する姿勢、そういうものが問われていることですよ。ですから、今回のこの関係も4人の議員が通告されている。4人の方の質問通告の内容は2件です。2件で、一つは停電対策、一つは相見駅設置にかかわる仮設物の売却。この二つですよ。そこに質問が集中するということは、説明をしていないわけです。朗読をしたのみだと。議会に対する姿勢というのはいかがなものかと。これは深刻に受けとめてもらいたい。番たび、番たび、私もこういうことは言いたくないし書きたくはない。まず、副町長の見解と、今後どうするのか。毎回同じことで、同じ答弁でどうもならない。場合によっては、毎回同じ答弁であったとしても、次の議案説明会は、来年の3月議会に提出を予定される議案に対する説明であろうというふうに私は思いますが、そのときにはきちんと改めていただく。そういうことも含めた答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 議案説明会に当たりましては、その都度、内容の説明の仕方については、項目、それから金額、いろいろ考えて説明はしているわけですが、今、御質問にありましたように、結果的に多くの議員の方から、その内容について質問をいただくことがあるということにおいては反省いたしております。今後、時間的な問題もありますけれども、なるべく内容を精査した形で、少しでも詳しく説明はしたいという配慮はしたいと思っておりますけれども、今回については、どこをどの部分で詳しく説明するかというについては、説明会の自分に割り当てられた時間の中で総合的に解釈したという形でありました。今後については、また反省して取り組みたいと思っております。

以上です。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今後、今後ということで、今後は見守っていきたいと。また同じような通告はしたくないけれども、せざるを得ないかなというふうに思いますし、ましてや、この議案説明書の関係でいけば、150万円の停電対策の関係では、新規事業ですよといってわざわざアンダーラインを引いているわけでしょう。新規事業の場合はアンダーラインを引く。それがあなた方のルールだし、議員に対する説明の仕方で、これが新規ですよという説明をしているわけです。そうしたときに、なぜそれが説明できないのか。まさに初歩的な問題だというふうに思うわけです。そうした点で、あなたも今、今後、できるだけ可能な限りといっても、どういう場合でも抜け道は用意してありますし、抜け道に逃げ込むという形でいけば、同じことを繰り返すというふうに思っております。

それとあわせて、今回の私の関係は、仮設物の売却ということで、相手方がJRだと。工事協定の中で不要物件はJRの言い値で売りなさいよと、こういう規定です。そうしたときに、なぜ物が言えないのか。なぜ物が言えないのかというのは、一つは、この仮

設物は供用で、ほかの分野で同じような工事でもどんどん使っていけるわけです。相見駅の工事でしか使えない仮設物。電線に感電防止用のビニール。相見駅専用ではないですよ。こういうのは、ほかの工事があつたらどんどん、どんどん使っていく。そういう点でいけば、JRはあこぎだなということと同時に、「協定の中で教えてくれないことになっている」と。そういう協定など結んでいないですよ。売却する。相手はJRだと、こういうことだけで、「価格の関係は、それは社内の秘密事項でございます。機密事項でございます」というところで、「ごめんないね。それではね」などと言って帰ってくる。子供の使い走りではない。町民の税金をつぎ込んで、住民の合意もないままに強行された。そのことによる精算の中で、JRに処分をする物件があつて、その物件も入札という、あるいは随契という形ではなくて、協定書があるから、その協定書に基づいた処分をしましたよと。そうしたときに、では、あなた方自身も、この物件が、もうこれを最後に一切廃棄される物件かどうかということは聞かれましたか。再利用しますかということも聞きましたか。

○議長（池田久男君） 総務部長。

○総務部長（杉浦 護君） まず、御答弁をさせていただく前に、事務方といたしまして、今回のこの説明会に当たっての説明が完璧でなかったというようなこともございます。その点につきましては、事務方としてもおわびを申し上げるところでございます。

それで、今の御質問でございますけれども、なぜ物が言えないのかというような御指摘でございますが、私どもとしても、先ほども申し上げましたけれども、私どもとしても、一応、一応と言いはり方ではありませんが、JRのほうにも、この内容について確認をさせていただいたところでございます。しかしながら、この協定に基づいて、本来であれば、さきに精算をさせていただいたときに、その中で一緒にというようなことも考えられるわけでございますけれども、この工事協定の中に、別にこういった規定を設けて、JRとしては、そういったものの明確化を図っていきたいという考え方の中でこういった規定が設けられたというふうに思っているわけございまして、そうした意味では、JRとしても誠実に対応していただけたというふうに思っているわけでございます。

ただ、この経費というものがどういうふうな形で決定をなされたかどうかということにつきましては、私どもとしても、意見を申し上げても、やはりお答えをいただけない、社内の方針に基づいてJRの中で処理がなされたということございまして、議員の言われることもごもっともな部分もあるわけでございますけれども、私どもとしてもそういった努力はさせていただいた結果だということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（池田久男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第64号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第65号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第65号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第66号議案の質疑を行います。

14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） 資料の提出をいただき、篤と検証させていただきました。という中で、幸田町が今、下水道事業をどういう形で進めているのか。一つのピークは超えたということですが、結局、下水道とは、重要な都市施設、こういう位置づけで、都市計画区域におけるそうした施設は、その財源の一部として都市計画税を財源として賄っておりますよと。したがって、下水道は市街化区域における重要な施策だよという位置づけですよね。そういう位置づけでありながら、幸田町の下水道工事というのは、やりやすいところしかやらないと。ここに図示してあります。大ざっぱに言って3カ所。3カ所のうち1カ所は岩堀。ここは区画整理をやるのですぐやりますね。もう1カ所は六栗。ここも区画整理ですぐやる。そして、依然として目も向けられず、鼻も引っかけないというのが坂崎地域の工業団地を中心にした地域だと。ここは市街化区域だ。なぜおやりにならないのか。まず答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） まず、本町の下水道ということでございますが、議員言われますように、下水道の趣旨というのは、都市の健全な発展及び公衆衛生上の向上というのが前提でございます。本町においても平成の初めごろから全町下水道化ということで、公共下水道、これは主に市街化区域及びその周辺ということと、農業集落排水事業によって整備を進めてきました。

今回の未整備ということでございますが、公共下水道においても、今後整備が予定される地区は、この未整備で色が塗ってあります、オレンジの色でございますが、北部処理分区の坂崎、これは市街化区域、と同時に新規に、言われました区画整理事業3地区、岩堀、六栗、深溝里ということで、この事業が今回展開をされます。

市街化区域でありながらなぜ整備されないかということでございます。

北部処理分区においては、流域関連公共下水道ということで、おくれた理由の一つについては、これが岡崎のほうの上地幹線、その幹線を通して福岡へ行く幸田幹線へ抜けるということで、当初、まだ岡崎のほうのそういう幹線の事業化になっていないという形で、北部についてはおけているという状況で、この下水道計画、当初は、昭和47年当時ですが、工場の区域もすべて下水道につなぐという時代での計画がされまして、しかしながら、さらに最近では、そういう下水道へつなぐよりは単独の浄化槽を持って処理したほうが良いという時代も出てきました。だから、現在でも大きな工場については単独ということでございますが、そして、ここの北部処理地域については、工場が3棟ございます。それと住戸については24戸で、主に、この汚水を占めるのは工場だということで、最近、工場について、そういう意向、接続するかしないかということも確認をしまして、そういう工場も景気の動向によっていろいろ判断をされるわけで、やっと平成21年当時に下水道が来れば接続をするということで、現在、この北部処理地域がそういう経過を踏まえて、未整備であります。今、認可を平成21年4月にはとったという状況でございます。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと、あなたの言われたのは、坂崎地域については、上地

幹線がまだ未整備だから手をこまねいているよということが理由の一つと。それから、21年に企業を対象にした意向調査をやったら、お迎えに来るなら接続しましょうよと、そういう意思もあったということになれば、一つは、上地幹線の供用開始にあわせて幸田町も工事をして接続をする。これは一定時間かかるわけです。それはおやりになるというのが前提の話ですよ。それはいかがですか。

○議長（池田久男君） 建設部長。

○建設部長（鈴木富雄君） 全町下水道化という大きな目標の中で、やはり本来でいけば、この北部処理地域は当初からの市街化区域であり、当初からの下水道基本計画の中に位置づけられているという状況でありますので、本来、都市計画税の関係もありますが、整備するということは考えております。ですから、たまたま地形的に岡崎の状況とか工場があるということで現在に至っていますが、今でも下水道普及率、公共下水道と集落排水と合併処理槽を合わせますと、幸田の普及率は99.7%。よそへ出る場合は100%ですよという話でも通用する時代ですが、少なからずとも、この市街化の人は本来、もっと早くやるべきだというふうに考えております。住戸の24戸の方も建築の調査をしまして、昭和50年代に大体建築をされています。そうしますと、20年とか過ぎてきますと、やはりリフォームなり改修が必要となるということで、当然早く、今度のときには下水道につなげてもらいたいという声も聞いていますので、町としては平成21年4月に事業認可を得ていますので、何とか実施の方向で対処をしていきたいというふうに思っています。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、21年に事業認可をとったよと。事業認可をとったけれども、なぜやらないのかということなのですよ。状況を見れば、地形からいけば、費用対効果というそろばん勘定からいけば、目先の初期投資は、これはかかるでしょう。しかし、企業も3社とも接続しますよということになれば、企業の汚水をつくるのではないですよ。企業の中で使われる生活污水というものを受け入れていくという点からいけば、私は、そろばん勘定は合うと。初期投資は高いことは事実ということと、もう一つは、24戸の関係は、幸田町が初めにして最後だ。町有地を住宅用地として分譲した。その町有地の分譲地に建てた住民には、市街化区域でありながら、「全町下水道で100%と外へ向って言うております」と言っても日陰者がいると。日も差さない。こういうのは、一つは、市街化区域でありながら、都市計画税を納めながら、「あなたたちのところは少数だから少し待っていてください」と。「少し待っているというのはいつだ」と言ったら、「夜が明けるまで」と。夜はいつまでたっても明けないわけです。こういうやり方をしている。

そこで私はあわせて、この坂崎という関係からいけば、幸多の杜という住宅団地ができました。ここにもあなた方の理屈でいけば、市街化周辺集落になるわけです。それも一団とした、一個にまとまった住宅団地。そこにもなぜ手を伸ばさないのか。そこからほかのものはどんどんやって、99.7%、外に向かい100%と言いながら、はざまに置かれている人たちが、私は坂崎の問題だけを言っているけれども、幸田町の中には、この図で見てもわかりますけれども、話をぼっと大きく広げるつもりはありません。要は、

坂崎地域における市街化区域の中の未整備をどうするのかと。費用対効果でいけば当初はそろばん勘定が合わないことは事実。しかし、相手は、企業が使うという意向もある。そして、幸田町が町有地を住宅団地として処分した初めてにして最後の例になるだろうと思う。そこに住んでいる人たちはどうなるか。そして、幸多の杜を含めた周辺のことをどうされるのかと。こういうことは、挙げて町の政策の中心的な課題の一つという点からいけば、私は町長、あなたにこの問題をどうされるのかと。全町下水道化、お説のとおりだ。私どもも世間に向っては、100%とは私は申しません、しかし、全町下水道化で下水道、集落排水、合併浄化槽、こういう三つの中で対処しておりますよという話はしております。一面胸を張って言っております。

しかし、こういうはざまに取り残された人たちをどうするのか。「そろばん勘定が合わないから、当然冷や飯食っておけや」と。事業認可は21年にとりましたよ。しかし、たなざらしだよということでは行政としていかなものかという点で、私は町長に答弁を求めたい。どうされますか。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） この件につきましては承知しているところでありまして、今は浄化槽で幸多の杜等々も行っているわけでありましてけれども、将来的に下水につながるという考え方であります。今即ということではなくして、もう少し、よく慎重に考えて、その24戸の方につきましても対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 将来的にというのは非常にいい言葉だ。野田首相が一番初めに、「近い将来に」と言ったら、「それは遠い先の話だから、将来ではだめだ。それだったら近いうちに」と言葉をごまかした。だから、私は言葉のあやのやりとりをしようなどという気はございません。あなたの言われる将来的というのは、既に事業認可は21年にとっておりますよ。そして、幸田町の一つの政策として幸多の杜も言ってみれば誘致したわけです。誘致とは言いませんけれどもね。しかし、そういう坂崎地域における人口の減少と坂崎小学校の1学年1クラスで、それも30人にも満たない、こういう状況をどうするのかという設問がされて、あそこに住宅団地がつくられて、子供たちが今、ふえてきている。そういう町の政策上の中で出されてきた、それに対してどうするのかという、「将来的にやるわ」と。これでは行政を預かる者としての責任ある答弁だと私は思いません。

したがって、将来とはいつのことを指すのか。21年にもう認可をとっているから、別に事業認可にかかわる事業手続を必要とするものではない。要は、最高責任者である町長が将来的というものの、もう一歩踏み込んで、どういう形で対応されるのか、実現に向けてどうされるのかという点で答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 近いうちということでありましてけれども、財政状況等々もいろいろ考えながら進めさせていただこうと思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 何か野田内閣の関係のあなたとやりとりをしているような、「将来

とは何だ」と言ったら、「それは近いうちに」と。「それはいつか」と言えば、「財政状況を見て」と。町長も言われるように、私も申し上げている。財政状況の先行きの見通しをきちんと明確に語られる人はいないですよ。社会経済が混沌としている。日本の経済も底割れをするかもしれない。こういう中で、財政が今後どういうふうに進展していくのかというのを、先を見通して語られる人はいないですよ。そうしたときに一番逃げやすいのは財政の見通しだ。財政の見通しが困難な中でも、政策課題としてどう取り組むのかという姿勢を示していただきたい。将来から近いうちになり、さらに財政状況を勘案してということであれば、引き続き闇の中と。遠い道のりの話になってしまいます。私は一定きちんとした対応をすることによって、あなた自身の申し上げた内容が自分としてもきちんと、表現が適切ではないけれども、手足を縛っていくわけです。手足を縛りながら、言ったことについて責任を持つ行政であるということは、やはり行政を推進するものの責任として問われてくる内容だというふうに思います。再度答弁がいただきたい。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） あのあたりに大きな企業もありますので、それも総体的に考えていきたいというふうに思っております。

○議長（池田久男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） これ以上詰めるという言い方が適切かどうか知りません。しかし、あなたも大きな企業があるということで、企業に対する思いは、あなたは非常に強い思いを持っておられる。そして、企業も接続したいという意向があるならば、企業のためということは申し上げてもいいし、また、申し上げなくても以心伝心かもしれません。しかし、その周辺には、昔から、昭和50年代に町有地を買ってうちを建てた人がもう建てかえの時期に来ている。建てかえの時期に来ているときに、引き続き合併浄化槽でというのは、私は100%だといって外に向っていう幸田町としては手が欠けるかなど。それともう一つは、幸多の杜も幸田町全体の政策と人口の問題も含めた形の中で、坂崎における一つの事業展開という点からいけば、私は、大きな企業と、そして、町の政策として住宅団地と人口増、学校対策、子供の問題というものを総合的に見たときに、はかりかけて、どちらのウエートが大きいとか、そのようなつまらないことは言いません。要は、目標を持って、その目標も遠い将来とか近いうちというあいまいではなくて、きちんとした位置づけで取り組んでいただくことを私は再度要請しておきます。

○議長（池田久男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 誠心誠意努力してまいりたいと思っております。

○議長（池田久男君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第66号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託についてお諮りいたします。

ただいま一括議題となっております第50号議案から第66号議案までの17件は、会議規則第39条の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員長は、ただいま付託した議案の審議結果を12月21日までに取りまとめ、12月25日の本会議にて報告願います。

委員会の会場はお手元に配付のとおりですので、よろしくお願いいたします。

次回は、12月25日火曜日、午前9時から会議を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会といたします。

長時間、御苦労さまでした。

散会 午前11時26分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成24年12月12日

議 長 池 田 久 男

議 員 水 野 千 代 子

議 員 夏 目 一 成